

利用許可申請等に係る留意点について

(町内業者の営業貸出し)

- 1、利用許可申請は仮り押さえ申込みのための電話・FAXによる連絡を可能とし、利用前（6ヶ月前から3日前まで）速やかに別紙第1号様式のしらおい経済センター利用許可申請書・許可書又は白老町商工会館使用許可申請書を提出し、許可を得て下さい。
- 2、ア 利用料金の算定時間は、事前・事後の準備等時間も加算します。
イ 数日間利用で展示物等をそのまま置きたいと言う場合は全日分の利用料を頂きます。
- 3、入場料を徴収する場合は、利用料を5割加算とします。
また、宣伝、展示及び即売会等商業活動のための利用について、利用料を町内業者については2割加算します。
- 4、暖房料は暖房機を使用した場合に徴収します。(事前暖房料含)
※ 事前暖房しますので、必要のない場合は申し出て下さい。
- 5、水道又はガスを多量に使用する場合は使用料を別途請求します。
- 6、利用に当って遵守事項を遵守できないときは、利用を制限する場合があります。
- 7、請求書を必要とする場合は、事前に申し出て下さい。
- 8、利用料の納入は前納とします。
- 9、利用を中止又は変更する場合は速やかに連絡をして下さい。
- 10、センター利用時間は午前9時から午後10時までとします。
- 11、センターの休館日は12月31日から1月5日までとします。

(入場料徴収及び町外業者の営業貸出し等)

- 1、上記1、2及び4から11については、町内業者貸出しと同様です。
- 2、町外業者の営業貸出し等は、全活動とも利用料を5割加算とします。